

「知的財産推進計画2026」の策定に向けた意見

＜知財、AI、プラットフォーム関連項目＞

1. 生成AI等に関する対策について

【(A2) AIと知的財産権】

- 「知的財産推進計画2026」の検討に向けた論点（構想委員会第1回会合配付資料。以下、論点）では、「AI時代の知的財産権制度の構築」の項目において、AIの利活用が進んでいない理由として、AI利用者側がリスクを懸念することが指摘されている。AI利用者の懸念を軽減するためには、AIサービスにおいて、知的財産が適切に保護され、利用者が意図せずに権利侵害をすることがないように安心して使えることが不可欠である。既存のコンテンツと同一または類似する生成物が出力される生成AIサービスは、権利者の著作権を侵害するばかりか、ブランド毀損や名誉毀損など民法上の不法行為等にもつながる。ひいてはコンテンツ制作にかかわる数多くの関係者（原作者、脚本家、作詞家、作曲家、出演者、製作者など）の経済的利益や人格的利益を著しく毀損し、日本のコンテンツ制作の文化とエコシステムを破壊しかねない。
- アナウンサーやパーソナリティ、俳優や声優など放送番組出演者の声の特徴（声質や話し方など）は、人格、職業的価値と強く結びついており、生成AIによって実在の人物を装う行為は、その価値や信用を毀損するものである。また、アニメのキャラクターを生成AIによって改ざんする行為は、キャラクターに心を寄せる人々の気持ちを踏みにじるものである。こうしたリスクを一掃するため、政府がAI事業者に対し実効的な対策を講じるよう要望する。
- 肖像と声の無断利用に関しては、経済産業省によって不正競争防止法における考え方の整理が行われ、「知的財産推進計画2025」ではその周知・啓発の継続の必要性が明記されたが、さらに政府としてAI技術の利活用と人格的保護、経済的保護を両立させる実効的な方策を推進するよう要望する。
- 生成AIなどのデジタル技術を用いてニュース・報道番組を改ざんするいわゆるディープフェイクは、著作権・著作隣接権の侵害のみならず、国民の不安を煽り、判断を歪ませるなど、報道機関としての報道・情報の信用を損なうものである。AI事業者に対策を求めるとともに、著作権法以外の法律での対応なども含め、政府として実効的なディープフェイク対策を推進するよう要望する。
- 知的財産権を保護するために、政府はAI事業者に対し、▽AIの開発・学習に用いたデータに関する透明性の確保、▽海賊版サイト、ペイウォールでアクセス制限されたサイト、robots.txtが設定されたサイトへのクロール回避など

に取り組むことを義務付けるよう要望する。

2. 放送コンテンツ等の海賊版対策について

【(B 2) 海賊版・模倣品対策の強化】

- 「知的財産推進計画2025」では、「海賊版によって生じる広告収入に関して、現行の（中略）刑事上の規制の適用関係や、海賊版に関して生ずる広告収入に係る民事上の請求権の考え方について、周知を行う」との施策が掲げられているが、当連盟の調査では、SNS上に違法アップロードされたコンテンツに大手広告主の広告が多数掲出されている現状が明らかになっている。広告主が支払った広告費が、違法行為を行う者と、違法アップロードコンテンツを掲載するプラットフォーム事業者に流れ込むことにより、コンテンツの制作にかかわった数多くの関係者（原作者、脚本家、作詞家、作曲家、出演者、製作者など）に正当な対価が還元されず、日本のコンテンツ制作の文化とエコシステムを破壊しかねない状況にある。政府は情報流通プラットフォーム対処法の実効性ある運用を行うとともに、▽明らかに違法なコンテンツがアップロードされた場合における権利者からの削除要請を待たない自発的な削除、▽違法アップローダーの再アップロード防止策の強化、▽ユーザーが違法なアップロードやその利用を行わないような啓発やシステムづくり等をプラットフォーム事業者自らが実施するよう促す施策の推進を要望する。
- 海外サーバーを経由した違法配信やISD（不正ストリーミングデバイス）等について、日本国内の個々の権利者が実行しうる施策には限界がある。「知的財産推進計画2025」にも盛り込まれ、現在実施されているASEAN諸国の著作権部局、警察部局等を含む外国政府や関係団体等による海賊版対策に関するコンソーシアムについては、国際的な捜査協力等も視野に入れ、実効性のある枠組みとするよう要望する。

3. 海外巨大デジタルプラットフォーム事業者による適正な利益還元等について

【(E 2) コンテンツ戦略】

- 海外の巨大デジタルプラットフォーム事業者による日本コンテンツの流通について、政府として契約上の課題や収益配分等の実態を把握して透明性を高め、公正かつ自由な競争環境を実現するための方策を講じるよう要望する。
- 「知的財産推進計画2025」には、デジタルプラットフォームに関する著作権分野で適切な対価還元を実現する具体的な方策の検討が盛り込まれている。その検討をよりいっそう積極的に行い、国内のコンテンツ制作者に適正な利益が還元される環境を整備すべきである。

4. 著作権等管理事業法の見直しと適正な運用について

【(E 2) コンテンツ戦略】

- 配信や海外展開などを含め、放送コンテンツの二次利用を促進するためには、

円滑な権利処理が欠かせない。現行の著作権等管理事業法においては、著作権等管理事業者が使用料規程を変更する際、利用者への意見聴取義務が課されているのみで、利用者との協議は求められていない（指定著作権等管理事業者を除く）。意見聴取のみで利用の実態を踏まえずに高い料率が規定されれば、コンテンツ業界全体に悪影響を及ぼし、著作物の利用を阻害する。については、▽一般の著作権等管理事業者にも利用者との協議を義務づけること、▽著作権等管理事業者が使用料規程を新設または変更する際、規定の内容や料率等の根拠の説明を義務付ける等の制度改正を要望する。政府においては著作権等管理事業法に基づく適正な運用が行われているか、利用者の意見も聞いたうえで、著作権等管理事業者の実態を定期的に確認し、必要があると判断した場合には、是正措置を講じるべきである。

5. 放送コンテンツの製作取引と就業環境について

【(E2) コンテンツ戦略】

- コンテンツの創造の源泉は人材であって、優れたクリエイターを惹きつける魅力ある産業であり続けるためには、安心して持続的に働ける環境整備や適正な取引が必要不可欠であることは論をまたない。こうした環境整備等の推進にあたっては、業種ごとの実情を踏まえた取り組みがもっとも有効である。そのため放送コンテンツ分野においては、放送コンテンツ適正取引推進協議会（共同事務局：民放連、全日本テレビ番組製作社連盟）において今後とも自主的な取り組みを不断に行う。

6. 私的録音録画補償金制度に代わる新たな対価還元方策について

【(E2) コンテンツ戦略】

- 放送コンテンツには様々な権利者が関わっており、豊かな放送コンテンツ創作の好循環を実現するためには、これら権利者への適切な対価の還元が欠かせない。政府においては、放送コンテンツのデジタル複製等について現状に対応した私的録音録画補償金制度に代わる新たな方策を具体的に検討するよう要望する。

<放送コンテンツの海外展開関連項目>

【(E1) 新たなクールジャパン戦略の実装】

- 放送事業者はドラマやバラエティ番組、地域情報番組など多様なコンテンツ製作と海外展開に取り組んでおり、その課題と必要な施策は映画やアニメと異なる。そのため「知的財産推進計画2026」においては、放送コンテンツを独立した1つの分野として明確に位置付けることが妥当である。
- 論点ではファッション分野の海外展開において、コンテンツとの連携などにより衣料品等の付加価値を向上させる事例が出てきていることが指摘されている。地域の魅力やブランドを世界中の人々にストーリーで伝えることができる

放送コンテンツと日本の優れた商品やサービス（ファッションや化粧品など）の連携を政府や経済団体等が後押しし、地方を含めた日本全体の競争力強化を実現するよう要望する。

- コンテンツを起点とする経済波及効果の大きい地域一体となった官民連携の取り組み（コンテンツ地方創生拠点）などにおいては、長年にわたり地域に根差した情報を発信し続けてきたローカル局のコンテンツや企画力、制作力を積極的に活用することが有効である。各地のテレビ局が制作、放送している情報番組の一部コーナーから切り出した映像（地域情報コンテンツ）を体系化されたメタデータを付与しながらシステム上に集約する映像バンク（Local Contents Bank）を活用して海外へ地域のグルメや文化的映像を発信するなど、地域の魅力の発信力強化に放送コンテンツを積極的に活用することを強く要望する。そのためにはローカル局のコンテンツ製作や海外のメディアとの連携の拡充が必要であり、新たなクールジャパン戦略などにおいて支援措置を講じることを求める。

【(E2) コンテンツ戦略】

- コンテンツ振興策について、論点にある「(各省庁や民間の) 取組を俯瞰的にとらえ、有機的な連携を強化していくため、どのような取組を進めるべきか」との課題認識は重要である。その取り組みのためにはコンテンツ振興策や支援措置などを四六時中考える、政府の専門集団が必要である。政府全体の司令塔機能を担うコンテンツ産業官民協議会がこれまで以上に役割を果たし、各省庁のコンテンツ振興策や支援措置がさまざまなジャンル（アニメ・音楽・放送コンテンツ・映画・ゲーム・漫画など）の事業者それぞれにとって有効かつ使いやすいように設計され、コンテンツ投資のための環境整備がよりいっそう進むことを強く期待する。コンテンツは相互作用することで相乗効果を発揮する産業であることから、政府の振興策や支援措置は特定の分野や大規模コンテンツに偏ることなく、産業全体の振興という観点から実施されることが肝要である。
- 論点にある「諸外国における税制も含めたビジネス環境の現状等について把握し、映像産業等コンテンツ分野の効果的な支援の在り方を検討する」旨の方向性に賛同する。その検討においては、海外と国内のビジネス環境のイコールフットィングの実現を目指すべきである。海外展開で先行する韓国や欧米諸国の映像製作事業者等とのイコールフットィングは競争と共同製作の両面において重要であり、それらの国の支援策に比肩する規模で使いやすい財政・金融・税制の支援策が求められる。「責任ある積極財政」の方針の下、▽ハイリスクなコンテンツへの民間投資を促進するため、政府が複数年度にわたる予算措置をコミットメントすること、▽コンテンツ振興に対し戦略的な財政出動が必要かつ十分に講じられることを期待する。
- 国際的なコンテンツ見本市（TIFFCOM、ATF、香港フィルマートなど）では韓国コンテンツ振興院（KOCCA）や台湾、タイの政府系機関がナショナル

パビリオンを設置して一体感のある取り組みを行い、着実に成長を遂げている。こうした見本市に放送・映画・アニメといった事業者が出展する際はイコールフットINGの観点から、総務省などの政府機関が実施主体となってジャパン・パビリオンを運営し、ビジネス展開（出展、マッチング、プロモーションなど）の支援策を強化するよう要望する。国内で開催されるTIFFCOMは小規模事業者にとって身近で貴重な機会であるため、政府による持続的、安定的な運営支援を要望する。

- 論点にある「中核的専門人材が質・量ともに著しく不足」しており、「このままでは供給制約がボトルネックとして我が国の強みである創造力の発揮を構造的に阻害する懸念がある」との危機感を共有する。クールジャパン戦略を推進するための人材育成も同様であり、▽ローカル局のスタッフが専門的知見やノウハウを習得できる研修機会の提供、▽実践的な人材育成プログラムの拡充、▽実務に精通した専門家をローカル局へ派遣・紹介するなどの伴走型支援の強化を要望する。

以 上

※【 】内は、知的財産戦略本部に意見提出する際に記載することが求められている意見内容の区分。